

写

栃賃審発第 15 号

令和 6 年 10 月 21 日

栃木労働局長

川 口 秀 人 殿

栃木地方最低賃金審議会

会 長 杉 田 明 子

栃木県塗料製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和 6 年 8 月 21 日付け栃賃発基 0821 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

栃木県塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

栃木県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で塗料製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が塗料製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,109円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月31日